

## 埼玉県要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱

(目的)

第1条 要保護及び準要保護児童生徒援助費は、経済的理由により就学が困難と認められる児童、生徒に対して就学援助費（医療費・学校給食費）（以下「就学援助費」という。）を援助することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、事務処理の適正かつ効率的な執行を期するためこの要綱を定める。

(対象者)

第2条 対象者は次の各号の保護者のうち、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が次項の各号に該当するか否かについて審査し、認定した者をいう。

一 医療費

県立中学校並びに県立特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒

二 学校給食費

県立中学校の生徒

2 認定基準は以下のとおりとする。

一 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

二 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）

3 前項に規定する準要保護者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 就学援助費の支給を受けようとする年度又はその前年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免

キ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付

二 前号に掲げる者のほか、特別の事情があると認められる者

(対象となる経費)

第3条 就学援助の対象となる費目は、次の各号のとおりとする。

一 医療費

援助の対象となる経費は、伝染性及び学習に支障を生ずるおそれのある疾病で学校保健安全法施行令第8条に定めるもの（以下「学校病」という。）にかかる、学校において治療の指示を受けた疾病を治療するための医療に要する費用とする。

二 学校給食費

援助の対象となる経費は、学校給食法第11条第2項に定める学校給食費とする。

(援助の申請及び決定)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式1）に第2条第2項に規定する要件に該当することを証明する書類を添えて、児童又は生徒の在籍する学校に提出しなければならない。

2 学校は、申請者から家庭状況をよく確認の上、認定申請書（様式1）に申請一覧表（様式2）及び前年度認定児童生徒状況一覧（様式3）等の関係書類を添えて教育委員会へ提出する。

3 教育委員会は、学校から提出された書類により、別に定める「要保護及び準要保護児童生徒援助費補助事業（医療費・学校給食費）認定基準」に基づき認定を行い、その結果を各学校に通知する。

（援助の方法）

第5条 医療費の援助は、原則として現物給付とする。援助対象者に対して医療券を交付し、学校病の治療費用を医療機関が指定した銀行口座に振り込む方法で行う。

2 学校給食費の援助は、学校給食での食事を提供することで行う。

（援助対象期間）

第6条 就学援助の期間は、認定月から当該年度の最終月までの間とする。

（認定の取消）

第7条 教育委員会は、援助対象者が認定要件を欠いたとき、不正の手段により就学援助費の支給を受けたときは、就学援助費支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（援助費の返還）

第8条 援助対象者は、第7条の規定に基づき、教育委員会から既に支給されている就学援助費の全部又は一部の返還通知を受けた場合、定められた手続きによりこれを返還することとする。

（関係書類の保存年限）

第9条 就学援助費に関する書類の保存年限は、事業年度の翌年から5年間とする。

（その他）

第10条 この要綱に基づく必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。